

受益者負担金 について

◇ 受益者負担金とは・・・

下水道が整備されることで、土地の利用価値が高まり、トイレの水酸化などによって、快適性や生活環境などがより一層向上します。

下水道の整備にかかる費用は、国からの補助金のほか、国や県からの起債(借入金)、町費、そして受益者負担金などでまかなわれています。

町費や起債の償還金の財源は、主に町民の皆さんが納められた税金です。

しかし、下水道の恩恵を受けられるのは、道

路や公園などの一般的な公共施設と違い、下水道の整備の終わった区域に住む方に限られます。

ある区域の下水道整備を行うときに、町が支払う費用の全額を、皆さんの税金でまかなうことは、整備区域外に住む方にとっては公平を欠くこととなるのです。

公共投資により特定の者に利益を生じるときは、その利益を社会に還元することが、負担の公平の理念にかなうこととなります。

そこで、下水道の恩恵を受ける整備区域内の方々に、その受益の限度内で、整備事業に要する費用の一部を負担していただくのが『下水道受益者負担金』制度です。

<根拠法令>

- ・都市計画法第75条
- ・粕屋町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

◇ 受益者負担金は申告制です

年度はじめ(4月)に賦課する区域を公告し、その区域内に土地を所有されている方へ申告書をお送りします。

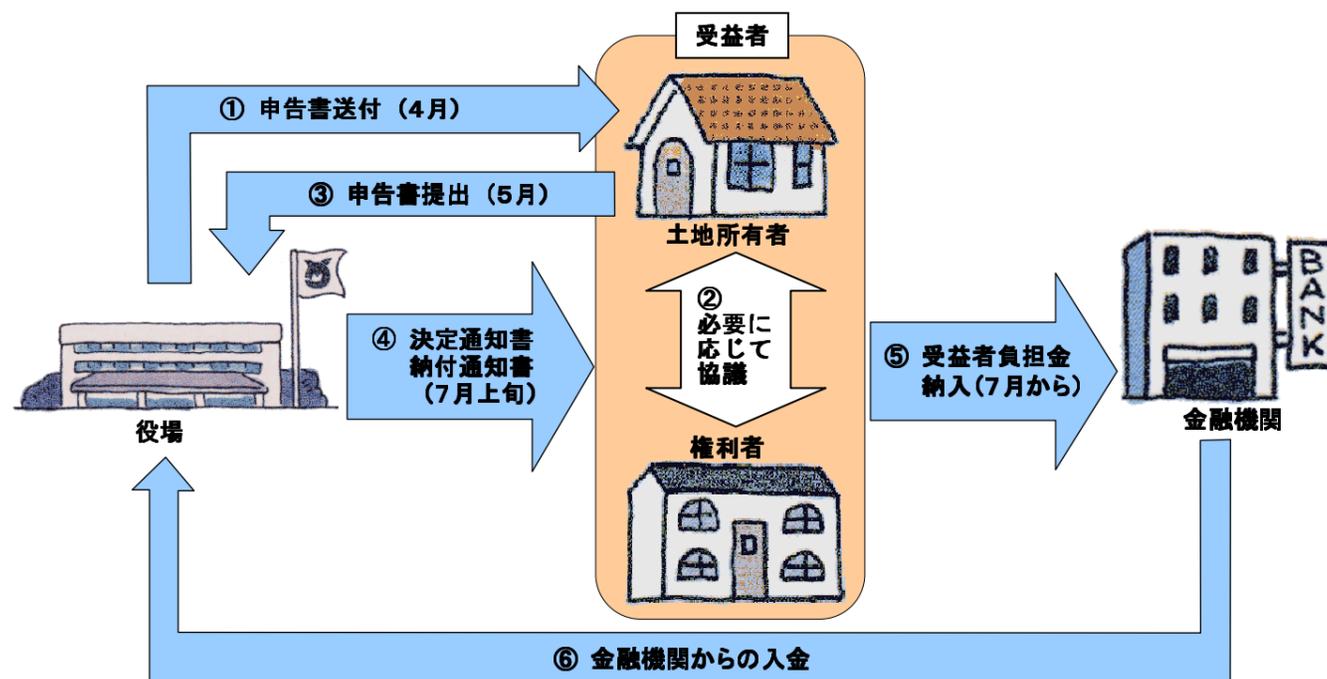
内容をご確認のうえ、指定期日までに申告をお願いします。

提出いただいた申告書に基づき、7月に納付

書をお送りいたします

なお、土地に権利を持っておられる方は、土地の所有者と連署で申告してください。

また、同一の土地について2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、土地所有者と連署で申告してください。



◇ 負担金を納める人は『受益者』です

負担金を納めていただく「受益者」とは、原則として土地の所有者になります。

ただし、その土地に、地上権・質権・賃貸借・使用貸借などの権利が長期間にわたって定められている場合には、その土地の権利者が「受益者」となることができます。

所有者と権利者で協議のうえ、どなたが受益者となるかを決定し、申告の際にお知らせください。

■ 負担金を納める人の例

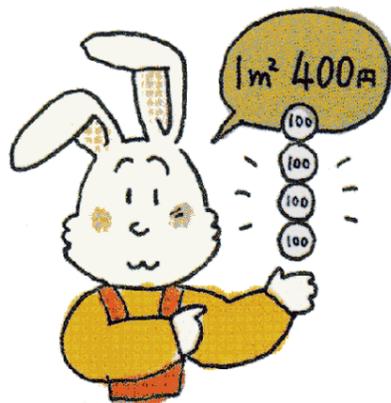
<p>① 自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合</p> <p>納める人=A</p>	<p>② 貸家、アパート、間借等の場合</p> <p>納める人=A</p>	<p>③ 借地の上に自分の家を建て、住んでいる場合</p> <p>納める人=A又はB AとBで協議のうえ決定</p>
<p>④ 借地にアパート等を建てている場合</p> <p>納める人=A又はB AとBで協議のうえ決定</p>	<p>⑤ 空地の場合</p> <p>納める人=A</p>	<p>⑥ 借地を使用している場合</p> <p>納める人=A又はB AとBで協議のうえ決定</p>

負担金の額は、

1平方メートル当り **400円** です。

負担金は、土地の面積に応じて負担していただくもので1回限りのものです。

全額納付された後は、徴収することはありません。



**負担金は
1回限りです。**

あなたの負担金の総額は？

負担金の総額は、

土地の面積 (㎡) × 400円 で計算します。

〈 算出例 〉

例えば、200㎡ (約60坪) の土地を所有している場合

200㎡ × 400円/㎡ = 8万円 となります。

負担金の納入は、

20回分割払い です。

負担金は、年4回の5年払い (20回分割) で、納めていただきます。

〈 納入例 〉

例えば、負担金の総額が、8万円の場合、

1年間の納入額は、80,000円 ÷ 5年 = 16,000円

1期分の納入額は、16,000円 ÷ 4期 = 4,000円

となります。

毎年の納期

第1期	第2期	第3期	第4期
7月1日 ～7月末日	9月1日 ～9月末日	12月1日 ～12月25日	翌年2月1日 ～2月末日



前納報奨金制度について

負担金は、通常5年に分割して納めていただきますが、この全額を、最初の年度の7月中に一括して前納いただきますと、報奨金が交付され、報奨金を差し引いた金額で納めていただくことになります。

〈 報奨金の計算方法は次のとおりです 〉

1期分(2回目以降)の納付額 × 7 / 1000 × 前納月数の累計*

〈 例えば、負担金の総額が8万円の場合 〉

前納報償金額は、4,000円 × 7 / 1000 × 531月 = 14,860円

差引納付金額は、80,000円 - 14,860円 = 65,140円

となります。

最大で、負担金総額の18%程度が割引となる非常にお得な制度です。是非ご利用ください。

注) 受益者に未納の負担金がある場合や、報奨金が300円未満になる場合等、条件により報奨金が交付されない場合もあります。

■ * 前納月数の累計の数え方 (全額一括納付の場合)

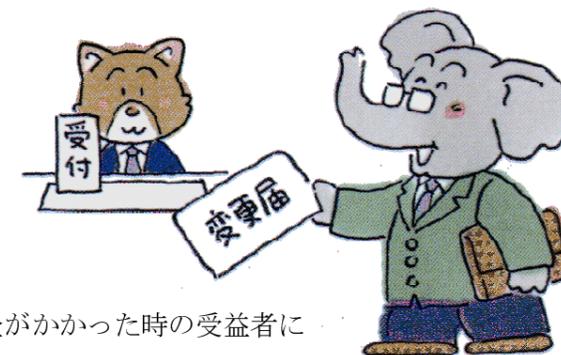
年度	第1期 (7月)	第2期 (9月)	第3期 (12月)	第4期 (2月)	計
初年度	***	1月	4月	6月	11月
第2年度	11月	13月	16月	18月	58月
第3年度	23月	25月	28月	30月	106月
第4年度	35月	37月	40月	42月	154月
第5年度	47月	49月	52月	54月	202月
				累計	531月

◇ 受益者の変更は、届出を...

負担金を納めている途中で、土地の売買や相続などの理由により受益者(所有者)が変わった場合は、変更の届出をして下さい。

受益者の変更を受付けた後の納期に係る負担金は、新しい受益者が納めることになります。

(届出が無い場合は、所有権の有無に関わらず、負担金がかかった時の受益者に請求がされます。)



負担金を滞納すると

負担金を納期内に納めなかった場合は、税金と同じように、督促・延滞金の徴収、及び強制執行をすることになります。

また、宅内排水設備の接続工事の際に、奨励金等の制度がお使いいただけません。

忘れずに、
納期内に収めましょう。

負担金の徴収猶予について

耕作中の農地の場合や、受益者に災害・盗難・不慮の事故等にあい、負担金を納めることが困難であると町長が認めたときは、下表の基準により、負担金の納入が一定期間猶予されますので、該当する方は申請してください。

徴収猶予の理由がなくなったときは、猶予されていた期間の負担金を一括して納めていただくことがあります。

■ 負担金の徴収猶予基準

項目	猶予の期間	説明	更新
1. 農地等	5年	現に耕作されている農地等	5年経過後もなお耕作中のものは、申請により、1年毎に延長する。
2. 私道関係	1年	私道の所有者から、排水設備の設置の承諾が得られないため、公共下水道の利用ができない受益者	1年経過後もなお設置できないときは、申請により、設置できるまで1年毎に延長する。
3. 裁判上の係争地	1年	土地の所有権、賃借権等について争っている受益者	1年経過後もなお決着がつかないときは、申請により、判決確定まで1年毎に延長する。
4. 災害、盗難、その他の事故	1年	火災等の罹災者	—
5. その他	1年	上記以外に特に必要と認めるものは、その都度決定する	

※ 農地、山林などの徴収猶予については、将来、徴収猶予が取り消されたときにおける受益者負担金の額で納めていただくことになります。



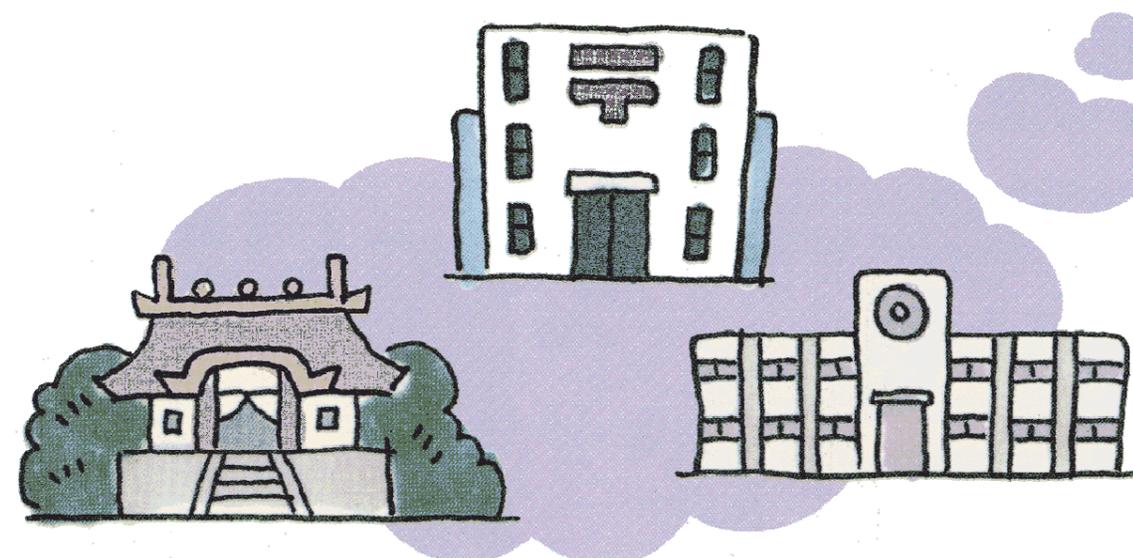
負担金の減免について

負担金は税金と異なり、公共用地を含む全ての土地が賦課の対象となります。

しかし、次のような土地で、町長が認めた場合は、下表の基準により負担金の一部、又は全部が減免されますので、該当される方は申請してください。

■ 負担金の徴収減免基準

減免の対象となるもの	減ずる率 (%)
道路、公園、河川、文化財用地 等 公共用地 公立学校、社会福祉施設、社会教育施設 等 庁舎、公立病院、 等	25～100
私立の各種学校・幼稚園 等	25～75
宗教法人の境内地	50
墓地	100
生活保護の生活扶助を受けている方	100
公道に準じる私道 (2以上の宅地があり、通行の用に供しているもの)	100
集会所用地等(地域)自治会が有する土地	100
急傾斜地のため、住宅化することが困難な土地	25～100
宅地開発などで布設された下水管が、 公共下水道として利用できる開発地区	実情により認定



排水設備を 設置しましょう

◇ 排水設備とは・・・

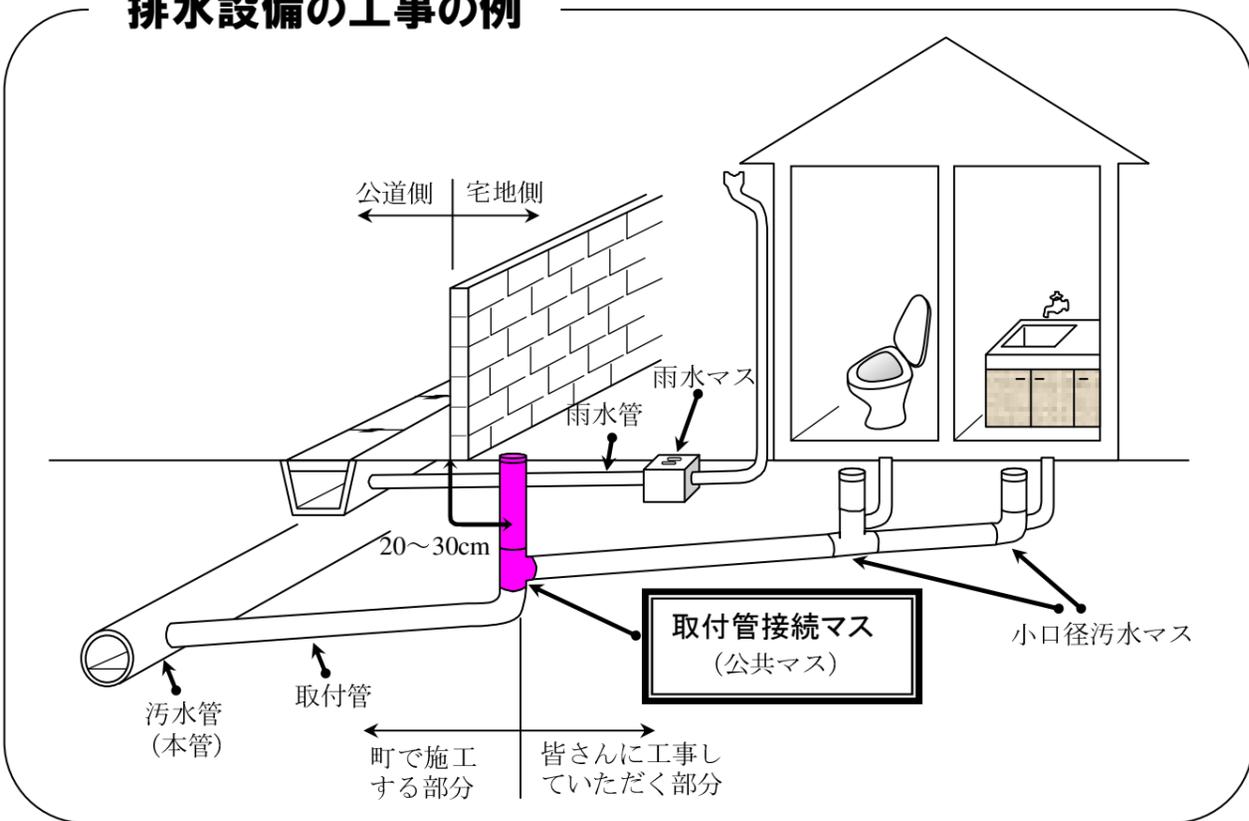
家庭からの排水（台所・風呂場・洗濯場・水洗トイレ・手洗い場などから出る汚れた水）を、公共下水道に排出するための、宅内の器具・管・マスなどの施設です。

雨水については、従来どおり道路側溝などへ排出しますので、下水道管には接続できません。

◇ 排水設備の設置費用は、個人負担です

宅内の排水設備（取付管接続マスより宅地側）は建築物の一部であり、皆様の所有物ですので、設置費用はすべて皆様のご負担となります。

排水設備の工事の例



◇ 排水設備設置(下水道への接続)は3年以内をお願いします

下水道の普及は、水害時の浸水の防除・感染症の防止・河川や海の水質の保全・衛生環境の向上・循環型の都市づくりなど、多くの社会的役割を担っています。

しかし、皆さまから納めていただく受益者負担金をはじめ、巨額の費用を投じて整備された下水道も、排水設備が設置されなければ、その役割を果たすことができません。

処理区域になりましたら、一日も早く排水設備の設置(水洗トイレに改造)をお願いします。

また、くみ取り便所は、処理開始日から**3年以内**に水洗便所に改造していただくよう定められています。

<下水道法第11条の3>

◇ 水洗トイレになると・・・

- ・ 悪臭がなくなり、掃除も簡単です。
- ・ ハエやカの発生を防ぎ、衛生的です。
- ・ くみ取りがなくなり、消毒も不要です。
- ・ 小さなお子さんでも安心です。
- ・ 感染症の予防に非常に効果的です。

■ さわやか便器のいろいろ



◇ 排水設備の設置費用は？

水洗トイレへ改造する際に要する工事費用は、例えば、敷地面積 200 m²程度の一般の家庭で、おおむね 30~50 万円ほどです。(トイレ内装の改装費等は除く)

ただし、土地の状況・便器等器具の種類や個数・水道配管の状況など、さまざまな条件によって金額は増減します。工事店の選定の際は、複数の工事店から見積りを取り、比較検討されることをお勧めします。

◇ 排水設備工事は指定工事店で

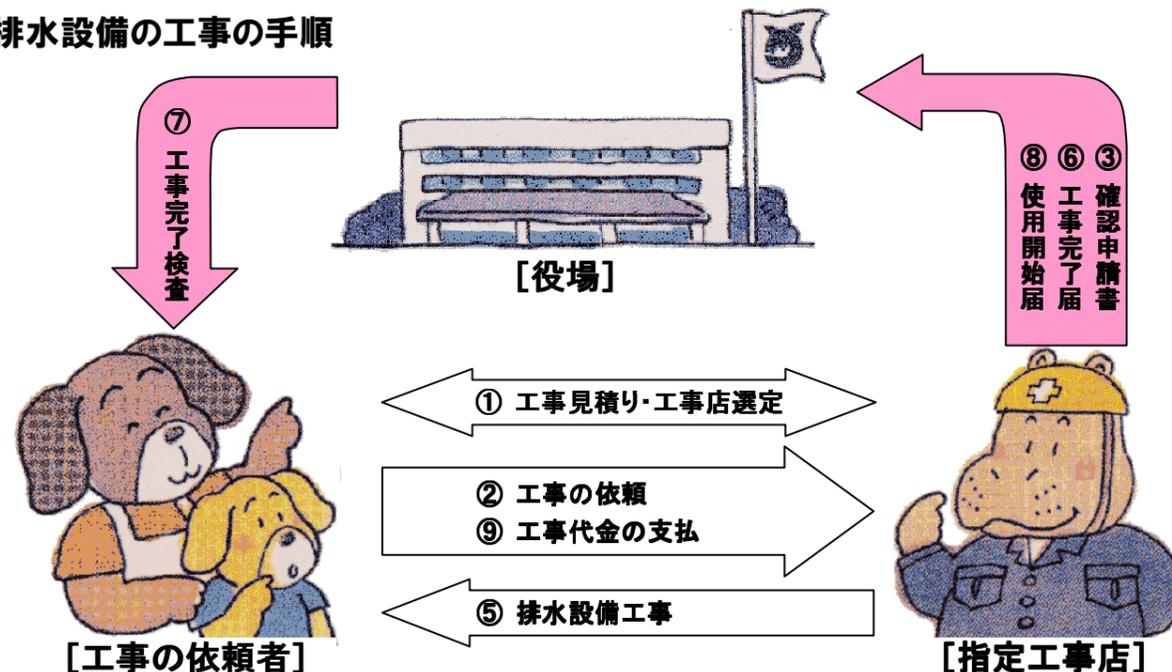
下水道への接続工事は、安心できる工事の遂行を図るため、町が指定した「排水設備指定工事店」が施工し、町が完了検査をするようになっています。

皆さまの方で「指定工事店」を選定していただければ、工事に伴う各種書類の作成や届出など、手続きの一切を工事店が代行いたします。

なお工事は、皆さまの費用負担により、「個人」と「指定工事店」との契約によって行われるものです。工事店の選定・契約にあたっては、工事内容や費用をよくご確認ください。

※ 工事設計の見積りは、指定工事店何社からとられても無料です。

◇ 排水設備の工事の手順



水洗トイレ改造資金の、融資あっせん制度について

改造資金の融資あっせん、利子補給

水洗トイレへの改造工事費等を一時に負担することが困難な方に対して、町が指定した金融機関からの融資あっせんを行ない、その融資に伴う利子の助成をいたします。

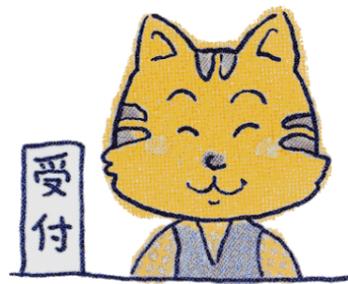
融資あっせんの対象者

- 自己資金だけでは、改造資金を一時に負担することが困難であること
- 下水の処理開始の公示の日から、3年以内に工事を完了できること
- 融資を受けた資金の償還能力を有していること
- 町税、受益者負担金の滞納がないこと
- 確実な連帯保証人がいること

以上すべての条件を満たしている方が対象です。

※ ただし、水洗便所等改造奨励金制度等を受けられた方は対象外です。

また、融資には別途金融機関の審査があります。



融資あっせん内容

融 資 額：改造工事1件につき
10万円以上50万円以下

償還方法：借入月の翌月から48ヶ月
以内の元利均等償還

融資利率：毎年、町が指定した金融
機関と協議して決定

指定金融機関

- ・福岡銀行
 - ・西日本シティ銀行
 - ・粕屋農業協同組合
 - ・とびうめ信用組合
 - ・飯塚信用金庫
 - ・遠賀信用金庫
- ※ ただし、町内に所在する営業店のみでの取り扱いです。

助成措置(利子補給)

借入額を完済された方については、約定弁済日(繰上げ償還をされた場合は当該償還日)までの利子の2分の1を助成します。

融資あっせんの申し込み

宅内排水設備工事の申し込みと併せて、指定工事店に申し込みをしてください。

融資の手続き

町の審査により融資あっせんが決定した場合、融資あっせんの決定通知書、及び取扱い金融機関が必要とする書類を添え、金融機関に申し込みをしてください。

水洗便所等改造奨励金について

水洗便所への改造奨励金

既存のくみ取り便所を水洗便所へ改造、または既存の浄化槽を廃止して、公共下水道への切替工事をされる方に対し、改造奨励金を交付いたします。

奨励金の交付対象者

- 下水の処理開始の公示の日から、3年以内に工事を完了できること
 - 町税、受益者負担金の滞納がないこと
- 以上すべての条件を満たしている方が対象です。

※ ただし、融資あっせん制度等を受けられた方は対象外です。

また、新築物件(建替えは除く)には適用されません。

私道排水設備助成について

町の公共下水道工事においては、下水道管は公道のみに設置します。私道について、排水設備を設置するための工事をされる方に対して、その工事費の一部を助成いたします。

また、条件を整えば、町において工事をすることもできます。

奨励金の額

1件につき20,000円

※大便器1個(浄化槽が有る場合は浄化槽1基)を1件とし、既存件数を限度とします。

奨励金の申し込み

宅内排水設備工事の申し込みと併せて、指定工事店に申し込みをしてください。

奨励金の交付

通常、交付決定の日から2ヶ月以内に改造工事を完了していただき、町の検査に合格した翌月に奨励金をお支払いいたします。

奨励金のお支払方法は、原則として、申請者の指定する口座への振込です。

私道助成の内容・対象

- 工事費総額(標準工事費)の3分の2以下で助成します。
- 私道部分に地上権を設定していただければ、町で工事を行います。
- 別に定めがありますので、詳細については個別にご相談ください。

下水道使用料 について

下水道の使用を開始されると、毎月の汚水排出量に応じて、下水道使用料を納めていただきます。

納めていただいた下水道使用料は、下水道建設に伴う借入金の償還や、浄化センターの管理運営費用として使われます。

毎月の汚水の排出量の決め方

◇ 水道水だけを使用している場合

- 水道の使用水量を汚水の排出量とみなします。

◇ 井戸水だけを使用している場合

- 家事専用を使用している場合
 - 1人居住の場合・・・1ヶ月あたり 10 m³
 - 2人居住の場合・・・1ヶ月あたり 15 m³
 - 3人居住の場合・・・1ヶ月あたり 20 m³
 - 4人以上居住の場合・1ヶ月あたり 25 m³ となります。

- 家事以外の目的で使用している場合
計測 装置を設置したり、その使用態様を勘案して認定します。

◇ 水道水と井戸水を併用している場合

- 家事専用を使用している場合
水道水と井戸水の両方を使用している場合は、水道の使用量と、井戸水だけを使用している場合の認定水量を比較して、いずれが多い方を汚水の排出量とみなします。
- 家事以外の目的で使用している場合
水道の使用水量と井戸水の認定水量を合算した量を汚水の排出量とみなします。

お支払の方法は？

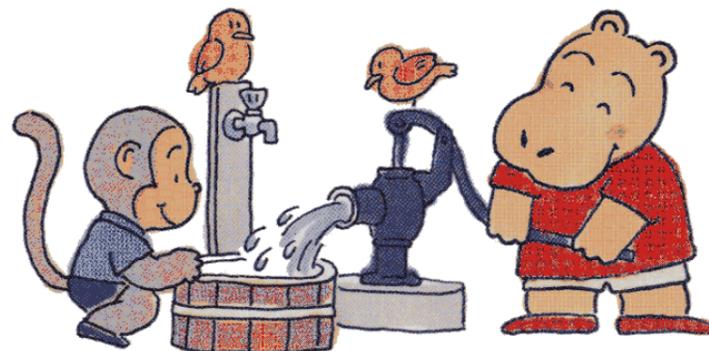
上水道と下水道の使用料金が、一枚の納付通知書に統一され、上下水道使用料として毎月納めていただきます。

上水道の使用料金を口座振替で納めている場合は、下水道使用料も同じ口座から、同じ日に振り替えさせていただくようになります。

次のような場合はご連絡を・・・

次のような場合は、必ず上下水道課までご連絡をお願いします。

- 引越しをする場合。
- 上下水道の使用を開始・休止・廃止・再開する場合。
- 上下水道の所有者や使用者、請求先などを変更する場合。
- 井戸水使用の場合で、世帯人員に変更がある場合。
- 井戸水の廃止など、使用態様に変更がある場合。



お支払いは、便利な口座振替で！
(町内の金融機関の窓口でお申込みできます。)

下水道使用料計算方式（1ヶ月あたり）

区分	汚水排出量(m ³)	使用料(円)
基本使用料	10 まで	1,100
従量使用料 1 m ³ につき	11~15	130
	16~20	150
	21~30	170
	31~50	220
	51~200	260
	201~	300

※ 上記により計算された料金に、別途消費税5%が加算されます。(10円未満切捨)

下水道使用料金早見表（1ヶ月あたり）

排出量(m ³)	使用料(円)	排出量(m ³)	使用料(円)	排出量(m ³)	使用料(円)
10 まで	1,150	20	2,620	30	4,410
11	1,290	21	2,800	35	5,560
12	1,420	22	2,980	40	6,720
13	1,560	23	3,160	45	7,870
14	1,700	24	3,330	50	9,030
15	1,830	25	3,510	100	22,680
16	1,990	26	3,690	150	36,330
17	2,150	27	3,870	200	49,980
18	2,310	28	4,050	250	65,730
19	2,460	29	4,230	300	81,480

※ 上記の料金表については、消費税込みの金額です。

協力のお願い

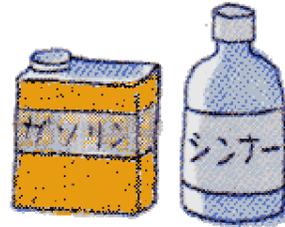
下水道ができたからといって、何でも流して良いわけではありません。下水道は、自然環境や皆さまの生活環境をより良くするための公共の財産です。個人個人が十分に注意し、大切に正しく使用しないと故障等の原因となり、設備の寿命を縮めるばかりか、環境の汚染にもつながります。

野菜くずや残飯を流さないようにしましょう。



生ゴミは、排水管がつまるもとです。水切りをして、ゴミ収集日に出しましょう。

有機物を流さないようにしましょう。



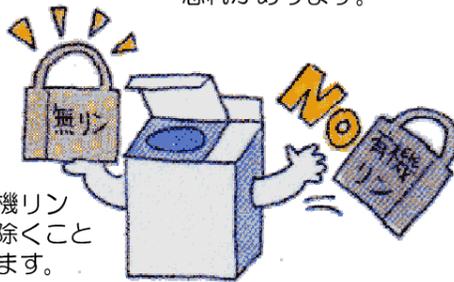
下水管に、ガソリン・シンナーなどの危険物を流すと、爆発する恐れがあるばかりでなく、処理場の微生物が死んでしまい、処理ができなくなります。

天ぷら油やサラダ油を流さないようにしましょう。



お料理の後の油は、紙などでふきとってゴミと一緒に収集日に出しましょう。排水管に流すと、管の内側に付いて固まり、下水が流れなくなる恐れがあります。

洗濯には、無リンの洗剤を使用しましょう。



合成洗剤に含まれている有機リンは、処理場でも完全に取除くことができません、川や海をよごします。

水洗トイレには、トイレトーパー以外のものを流さないようにしましょう。



トイレトーパー以外の紙、異物などを流さないようにしましょう。

●雨水マスのふたの穴をふさがないでください

ゴミやビニールなどにより、雨水マスの穴がふさがれると、雨水が流れ込まず、路面にあふれることとなります。宅地内や宅地まわりのマスの穴は、ゴミ等を取り除き、きれいにしておくことが大切です。

●排水口から異物を流さないでください

便所・台所・風呂場・洗濯場などの排水口から、新聞紙・野菜くず・脱脂綿・布くず・油類などを流さないでください。

●食品くず処理機(ディスポーザー)は設置しないでください

食品くず処理機は、下水道に次のような影響をあたえますので、設置しないでください。

- (ア) 野菜くずなどが下水道管渠内に堆積・腐敗し、悪臭・管渠閉塞の原因となる。
- (イ) 下水処理場が過負荷となり、汚泥発生が増大する。
- (ウ) 汚水排水槽へ流入する場合には、腐敗発酵が促進され、悪臭が強くなる。
- (エ) 野菜くずを排水するため大量の水を必要とし、汚水量が増大する。

●工場、事業所排水には除害施設を

工場や事業所からの排水には、下水管を損傷したり、処理場の機能を妨げたりするおそれのあるものもあるため、下水道法及び粕屋町下水道条例で、下水道に排出できる水の水質基準を定めています。また、工場や事業所によっては届出が必要となっています。

●宅地内の排水設備の管理は皆さんで・・・

快適な生活をするための水洗化ですが、使用上の注意をおこたると、故障をおこしたり、設備の寿命を縮めたりします。また、今日のように人件費が高くなりますと、簡単な修理でも思わぬ費用がかかることがあります。

所有地内の排水設備は、皆さまの所有物であり財産です。故障をおこさないよう日頃の管理を行ってください。

●悪質な業者にご注意ください

排水設備の定期的な管理・清掃を行っていただくことは好ましいことですが、町が業者に点検・清掃等を委託するようなことはありません。

業者の中には、あたかも町から委託されたように装って皆さまのお宅を訪問し、点検後、『排水管の汚れがひどく、早急に清掃しないと詰まって大変なことになる』等、あたかも急を要するような言い回しをして作業を行ない、高額な費用を請求してくる悪質なケースも見うけられます。

排水管が汚れても、あわてて清掃や消毒をしなければならないケースはほとんどありません。その場ですぐに契約はせず、他の業者(町の指定工事店など)と費用等を比較検討してから契約をされるのも一つの方法です。排水管に限らず、『シロアリがいる』、『湿気がある』などと脅かして契約をさせ、高額な費用を請求される被害も発生しております。不審に思ったら、契約はせず、警察や役場などにご相談ください。